



(様式3)

令和8年4月8日

宮津市議会議長 様

会派名 公明党  
代表者名 松浦登美義

### 政務活動費 研修会参加報告書

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 1 研修年月日 | 令和7年10月14日(火)    |
| 2 研修名   | 地方議会セミナー         |
| 3 研修内容  | 1事例で考える議会運営のポイント |
| 4 開催場所  | オンライン            |
| 5 実施機関  | 株式会社廣瀬行政研究所      |
| 6 参加者氏名 | 松浦登美義 1名         |
| 7 経費    | 25,000円          |
| 8 添付資料  | 研修会の案内文書(別添のとおり) |

(様式4)

## 政務活動費 研修会参加報告書

10月14日(火)

研修項目 1 事例で考える議会運営のポイント

### 1 研修内容

#### ① 突然提出された動議の取り扱い

- ・動議とは  
一般に議案以外のもの、会議の意思決定を求める提案をいう。
- ・提案方法  
一般的に会議の途中において発議され、その方法は、原則として口頭による発議する、
- ・動議の種類・成立など

#### ② 不穏当発言かどうか半別のつかない発言の取り扱い

- ・不穏当発言  
良識を有するものが発言しない発言
- ・不規則発言  
議長の許可に基づかない発言
- ・東京都議会平成26年6月の事例など(テレビ報道女性都議に議員にヤジ)
- ・対応について

#### ③ 議長不信任決議の先決性判断とその対処方法

- ・決議とは  
○法的効果を生ずるもの  
○法的効果を生じないもの(事実上のもの)

#### ④ 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い

- ・質問の範囲は、市議会会議規則62条のとおり市の一般事務の範囲に限って行うことができる。  
(地方自治法99条の意見書の提出等により対応すべき)

#### ⑤ 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い

- ・意義  
議員の立場の中立・公平性にかんがみ議員及び配偶者並びに2親等の血族の一人身上に関する事件又は直接的な利害関係のある事件に関しては、公正な判断を下しがたいことから議員を当該議案の審査の参与させないことをいう。

#### ⑥ 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い

- ・委員会の同一性とは  
委員会条例の改正により改正前の常任委員会と改正後の常任委員会実質が同一の性質を持つかどうかをいう→ 常任委員会のみ

#### ⑦ 会議時間の変更手法

- ・議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を

変更することができる。

- ⑧ 兼業禁止かどうかの判断
  - ・ 地方自治法 92 条の 2
  - ・ 地方自治法施行令（第 121 条の 2 関係）  
議会の議員が当該普通地方公共団体から支払いを受ける請負の単価の総額の上限は、300 万円とすること。
- ⑨ 質疑・質問の省略の是非
  - ・ 終結と省略の違い
  - ・ 質問・質疑終結の動議の提出要件
- ⑩ 事前審査かどうかの判断
  - ・ 事前審査とは議会における審議を形骸化させるものをいう。  
具体的には定例化に提出予定の議案について、閉会中の各常任委員会や全員協議会場で審査等を行う。
- ⑪ 発言の訂正・撤回の判断基準
  - ・ 発言趣旨の変更を伴うものをいう→議会の許可が必要
- ⑫ 審査予定表と休会の取り扱い
  - ・ 地方自治法第 4 条の 2 における休日としての休会
  - ・ 市会議規則 10 条 2 項における議決による休会
  - ・ 自然休会
- ⑬ 議事日程・審査日程の変更取り扱い
  - ・ 議事日程の作成権者  
理論上 市会規 20 条より議長のみで作成
- ⑭ 会議録署名議員の欠席時の取り扱い
  - ・ 地方自治法 123 条に規定、直ちに追加指名する必要あり。
- ⑮ 発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求
  - ・ 地方自治法 129 条における議長の発言取消命令により発言が取り消されるものではない。不穏当発言者による発言取消申し出がなされ、議会で許可して発言取消の効力が生じる。
- ⑯ 委員外議員の活用と留意点
  - ・ 委員外議員への質疑  
市会規 117 条 1 項に基づく場合は可能だが、同条 2 項に基づく場合は不可能
- ⑰ 確定日付ある議員辞職願の取り扱い
  - ・ 市会規 147 条  
議長に辞表を提出しなければならない。
- ⑱ 議事と議決の定足数の捉え方  
議長の算入の是非
  - ・ 法 113 条
  - ・ 法 116 条
- ⑲ 継続審査・調査の期間と手続き
  - ・ 会規不継続の原則の例外で、本会議の議決を得れば開会中だけでなく、委員会で閉会中も引き続き杉の定例会の会期末まで審査を行うことができること。
- ⑳ オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い

#### 本会議

- ・地方自治法113条、116条1項における定足数や表決の要件として「出席」と規定されており、この「出席」は現に議場にいることと解される。

#### 委員会

- ・地方自治法109条9項で条例で定めるところにより、委員会にオンラインで出席することも可能。

## 2 研修の成果・課題

それぞれのことばの意味、根拠法、提案方法など事例での具体の対応のしかた、他市議会での動画などもありわかりやすく説明され参考になった。改めて議会運営について勉強になった。二元代表制の議会の権能を認識して更なる議会改革に努めていく決意を固めた。

# 事例で考える 議会運営の ポイント

10月14日(火)  
in 東京

10:00 ~ 16:30

※途中1時間の昼休憩があります。



講師：**廣瀬 和彦**

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。  
明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究  
科講師等として活躍。

著書は、「Q & A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」  
「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

1. 突然提出された動議の取り扱い
2. 不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い
3. 議長不信任決議の先決性判断とその対処方法
4. 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い
5. 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い
6. 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い
7. 会議時間の変更手法
8. 兼業禁止かどうかの判断
9. 質問・質疑の省略の是非
10. 事前審査かどうかの判断
11. 発言の訂正・撤回の判断基準
12. 審査予定表と休会の取り扱い
13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い
14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い
15. 発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求
16. 委員外議員の活用と留意点
17. 確定日付ある議員辞職願の取り扱い
18. 議事と議決の定足数の捉え方
19. 継続審査・調査の期間と手続き
20. オンラインによる一般質問とオンライン委員会での取り扱いの違い
21. その他

(株)廣瀬行政研究所



(様式3)

令和8年4月8日

宮津市議会議長 様

会派名 公明党  
代表者名 松浦登美義

### 政務活動費 研修会参加報告書

- |         |  |
|---------|--|
| 1 研修年月日 | 令和7年10月16日(木)  |
| 2 研修名   | 地方議会セミナー   |
| 3 研修内容  | 1 議長・委員長のための議会運営の基礎と実践<br>2 議会が回る「しくみ」を知る～議会運営委員会の役割と権限～ |
| 4 開催場所  | オンライン  |
| 5 実施機関  | 株式会社廣瀬行政研究所  |
| 6 参加者氏名 | 松浦登美義 1名   |
| 7 経費    | 25,000円  |
| 8 添付資料  | 研修会の案内文書(別添のとおり)   |

(様式4)

## 政務活動費 研修会参加報告書

10月16日(木)

研修項目 1 議長・委員長のための議会運営の基礎と実践

- ① 議長・委員長の権限
  - ・議長 地方自治法104条
  - ・委員長 市委員会条例11条
- ② 通告書と通告外、議題外の発言
  - ・質問通告 市会規62条の2項
  - ・委員会では通告を原則としていない
  - ・質問の範囲を超えた通告書・通告外の発言の取り扱い  
当該団体の事務に直接関係のない質問の通告が行われた場合、議長は通告書から取り下げを勧告する必要がある。
- ③ 不穏当・不規則発言
  - ・不穏当発言  
良識を有するものが発言しない発言
  - ・不規則発言  
議長の許可に基づかない発言
- ④ 傍聴人
  - ・会議公開の原則
- ⑤ 動議・議事進行発言
  - ・動議とは  
一般に議案以外のもの、会議の意思決定を求める提案をいう。
  - ・提案方法  
一般的に会議の途中において発議され、その方法は、原則として口頭による発議する、
- ⑥ 議事日程作成
  - ・市会規20条  
議長は、あらかじめ議員に配布する。
- ⑦ 議会だよりと議長の権限
  - ・議会だよりの発行責任者である議長には、議会だよりの内容について一定の自律権の範疇での裁量権がみとめられている。
- ⑧ 議長・委員長の発言と裁量権
  - ・地方自治法105条
- ⑨ 表決兼と棄権の捉え方
  - ・表決権を有する者  
本会議に出席している議員(地方自治法116条)
  - ・継続審査又は棄権を求める者  
討論は意見の表明であるが、賛成または反対のいずれかでなければならないことから討論は不可能。

## 研修項目 2 議会が回る「しくみ」を知る～議会運営委員会の役割と権限～

### ① 議会運営委員会の所管と権限

- ・議会運営を円滑にするため又は議長の諮問機関としての役割等を果たすために設置することができる地方自治法109条に基づく常設の委員会をいう。

### ② 議会運営委員会定数の規定

- ・議会運営委員定数〇人以内と規定することは行政実例昭和31.9.28のとおり適当でない。

### ③ 具体的な議会運営の所管事項

- ・議会の運営に関する事項  
議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
議長の諮問に関する事項
- ・議員定数条例の所管  
常任委員会又は特別委員会で審査することが適当であると考えられる議会運営委員会で審査することが違法とまではいえないので、各議会の自律権に基づきどちらの委員会の所管か判断する必要がある。
- ・議員報酬の所管  
議員報酬については、地方自治法109条3項2号における「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」の等に該当するとして議会運営委員会の所管であるとされている。

### ④ 議会運営委員会への代理出席

- 委員外議員として出席する運用が適切である。  
(討論・表決権がないことに注意)

### ⑤ 先例・議運申し合わせの意義と必要性

- ・法律だけでは円滑な議会運営をすることはできないため法律の隙間を埋めるためのものが必要 (先例、申し合わせ)

## 2 研修の成果・課題

この研修も大変に参考になった。議会運営の基本の再認識できたこと、そして、議会運営の役割と権限など分かりやすく説明された。質疑も他市町の実例の質問などされ参考になった。宮津市議会では、現在、報酬の議論を特別委員会の議会活性化特別委員会で議論をしているが議会運営委員会の所管である事が分かり対応した。

# 議会運営を支える議長・委員長 と議会運営委員会の実務

10月16日(木) in 東京  
11月18日(火) in 博多

10:00 ~ 13:00

## ● 議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践

1. 議長・委員長の権限 (1)秩序保持権 (2)議事整理権
2. 通告書と通告外、議題外の発言
3. 不穏当・不規則発言 4. 傍聴人 5. 動議・議事進行発言
6. 日程作成 7. 議会だよりと議長の権限
8. 議長・委員長の発言と裁決権
9. 選挙・互選

14:00 ~ 17:00

## ● 議会が回る「しくみ」を知る ~議会運営委員会の役割と権限~

1. 議会運営委員会の所管と権限  
(1)議会の運営に関する事項  
(2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
(3)議長の諮問に関する事項
2. 議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係
3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力
4. 議長等との兼職の是非
5. 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係



講師：**廣瀬 和彦**

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・  
元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

10/16 午前の申込はこちら 10/16 午後の申込はこちら



11/18 午前の申込はこちら 11/18 午後の申込はこちら



(株)廣瀬行政研究所



(様式3)

令和8年4月8日

宮津市議会議長 様

会派名 公明党  
代表者名 松浦登美義

### 政務活動費 研修会参加報告書

- |         |                      |
|---------|----------------------|
| 1 研修年月日 | 令和8年2月16日 (月)        |
| 2 研修名   | 地方議会セミナー             |
| 3 研修内容  | 1 議員が知るべきハラスメントの基礎知識 |
| 4 開催場所  | オンライン                |
| 5 実施機関  | 株式会社廣瀬行政研究所          |
| 6 参加者氏名 | 松浦登美義 1名             |
| 7 経費    | 10,000円              |
| 8 添付資料  | 研修会の案内文書 (別添のとおり)    |

(様式4)

## 政務活動費 研修会参加報告書

2月16日(月)

### 研修項目 1 議員が知るべきハラスメントの基礎知識

- ① ハラスメントとは
  - ・自分より弱い立場にあるものに対して、心理的・肉体的攻撃を繰り返し、相手の深刻な痛みを与える行動をいう。
  - ・主なハラスメントの種類
- ② ハラスメントに関する法適用
  - ・地方公共団体は総務省から毎年、法令遵守の通知あり。
- ③ ハラスメント関連法における留意点
  - ・関連法・指針による定義への該当性のみならず、別途の考慮も必要。
- ④ ハラスメントの判断基準
  - ・被害者の主観を出発点とし、平均的な被害を基準に考える必要がある。
  - ・セクハラは被害者の主観を基準、パワハラは被害者の主観を基準としていない点にも注意。
- ⑤ パワハラ
  - ・職場において3つの要件をすべて満たしたものをいう。
    - 1) 優位的な権限を行使しなくても該当する
    - 2) 業務上必要かつ相当な範囲をこえたもの
    - 3) 労働者の就職環境が害されるもの
- ⑥ 議会と職員との関係
  - ・地方自治法138条5項及び7項による
  - ・議員と議会事務局法的に上司部下の関係はなし
  - ・実務上は、選挙で選ばれた住民の代表であり一般的に職員に対して優越的な地位を有すると認識
  - ・議員と議員との関係性  
議員平等の原則  
実務上、当選回数や役職、会派内での立場等でゆうっれつあり
  - ・逆パワハラ
- ⑥ 無断録音と証拠能力
  - ・刑事訴訟
  - ・民事訴訟
  - 会話当事者の一方が、相手方の同意を得ない会話の録音する場合、一般的には、重要な利益を侵害した違法とまではいえず、証拠能力は刑事訴訟・民事訴訟共に肯定される。
- ⑦ 職場におけるセクハラ
- ⑧ ハラスメント防止にあたっての措置
  - ・ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発
  - ・被害者に対する適正な配慮の措置の実施

⑨ 地方議会におけるハラスメント防止条例制定状況（令和7年10月6日）

- ・都道府県 3県
- ・市区 72市区
- ・町村 59町村
- 計 134団体 142条例

⑩ 条例の対象

- ・議員のみ対象
- ・特別職を含む職員又は議員対象
- ・相談員・相談窓口
- ・調査協議機関

## 2 研修の成果・課題

他市議会での、具体の事例やアンケート調査状況、パワハラ・セクハラの問題になったニュース動画、裁判事例の内容など具体的で大変に参考になった。宮津市議会においてもハラスメント等の研修など定期的に行い、意識して議会活動に望む必要性を感じた。

同時開催！  
オンラインセミナー

# 議会における ハラスメントと ネットリテラシー

2月16日(月)

in 京都

◇10:00~13:00

## 議員が知るべきハラスメントの基礎知識

1. ハラスメントと主な類型  
(パワハラ・セクハラ・マタハラ・カスハラ)
2. 地方議会におけるハラスメントの実態
3. 議員同士のハラスメント
4. 議員と職員との間のハラスメント
5. 議員と有権者の間のハラスメント
6. ハラスメントの要件と判断基準
7. その他

◇14:00~17:00

## 議員に求められるネットリテラシー

1. 議会・議員によるSNS発信の現状と課題
2. SNSによる政治倫理違反の実例
3. 違法性・適切でないSNSによる発信
4. 炎上した場合の対処方法
5. 不適切なSNS発信に対する議会としての対応



講師：**廣瀬 和彦**

【(株)廣瀬行政研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q&A議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい) など多数。

(株)廣瀬行政研究所